

ひとりじゃない、ずっと安心。 日常生活自立支援事業

どんな
制度なの？



福祉サービス利用のお手伝いや、それに伴うお金の管理などを契約に基づいてサポートします。ふだんの生活で福祉サービスの利用に対する不安や疑問、判断に迷ってしまう時などに利用できます。

サービス内容

対象に
なる方

判断能力が不十分な方(軽度の認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等)で生活するのに必要なサービスを利用することが自分だけでは困難な方等が利用できます。

福祉サービス利用援助

福祉サービスの利用の
手続きをお手伝いします
(必須)



日常的金銭管理

- ・生活費の出し入れのお手伝い
- ・公共料金や医療費の支払い支援

書類等預り

- ・通帳、印鑑、年金証書などの安全な保管
- ・大切な書類の紛失防止

サービス利用の流れ

1 相談

本人やケアマネジャー等から相談がきます。

2 訪問

対象者の自宅へ訪問し、お話を伺います。

3 契約

対象者と契約を結びます。

4 サービス開始

生活支援員が契約に基づいてお手伝いします。

生活支援員募集(暮らしを助けるお手伝い)



生活支援員とは？

利用者の暮らしを助けるお手伝いをを行います。活動内容は、定期的に利用者のご自宅などを訪問し、生活を送る上で欠かせない手続きや金銭管理などのお手伝いをさせていただきます。

※社協職員が活動をサポートします

活動時間や頻度は？

- ・1回の支援は概ね1時間～1時間30分程度
- ・平日のみ。平均月2回程度
- ・賃金1時間1,200円程度

ご興味を持たれた方、
まずは話を聞いてみたいという方も、お気軽
にご連絡ください！



問い合わせ

地域福祉課

TEL 0573-26-5220(直通)